

第 17 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（2025 年）2 月 7 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

区議会第 4 回定例会にて議決された「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例の公布に伴い、関連する規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第 17 号

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の 2 第 3 項中「よる部分休業」の次に「又は条例第 18 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第 30 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 30 条の 2 の 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

2 中野区職員の育児休業等に関する条例第 15 条の規定による部分休業、条例第 17 条第 1 項の規定による育児時間又は条例第 18 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1 日につき 2 時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

- 4 子育て部分休暇の申請は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号の3及び別記様式第9号の4様式により行うことができる。
- 5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合（当該子育て部分休暇に係る子のうち条例第18条の3第1項に規定する障害者又は障害児であるものが当該障害者又は障害児でなくなった場合を含む。）には、その効力を失う。
- 7 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- 8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号の5により教育委員会に届け出ることができる。

別記様式第 9 号の 2 の次に次の 3 様式を加える。

(中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「(以下「修学部分休業」という。)」を加え、同項第11号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「高齢者部分休業」の次に「(以下「高齢者部分休業」という。)」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「又は育児休業法」を「、育児休業法」に、「(以下)」を「又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下)」に改める。

(中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「(以下「修学部分休業」という。)」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「(以下「高齢者部分休業」という。)」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「若しくは」を「、勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。))により勤務しない時間若しくは」に改め、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年中野区教育委員会規則第11

号)の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「よる部分休業」の次に「又は条例第19条の2第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第35条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第35条の2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 中野区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第19条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

4 子育て部分休暇の申請は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第12号の2及び別記様式第12号の3により行うことができる。

5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第19条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休

職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合（当該子育て部分休暇に係る子のうち条例第19条の2第1項に規定する障害者又は障害児であるものが当該障害者又は障害児でなくなった場合を含む。）には、その効力を失う。

7 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

- (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
- (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第12号の4により教育委員会に届け出ることができる。

別記様式第12号の次に次の3様式を加える。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第5条 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「又は育児休業法」を「、育児休業法」に、「（以下」を「又は勤務時間条例第19条の2に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下」に改める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正）

第6条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「若しくは」を「、勤務時間条例第19条の2に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間若しくは」に改め、同条第5項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴う準備行為）

2 第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第30条の2の2の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴う準備行為）

- 3 第4条の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第35条の2の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式第9号の3様式（第30条の2の2関係）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(承認権者) 殿		請 求 者	所 属		
			職務名		
			氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。					
1 申請に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生年月日		年 月 日		
2 申請期間及び 時間	期 間			時 間	
	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時	分から
	年 月 日まで				
		☐ その他 ()	午後	時	分から
			時	分まで	
3 備 考	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時	分から
	年 月 日まで				
		☐ その他 ()	午後	時	分から
				時	分まで

注1 申請に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。

2 該当する□にはレ印を記入すること。

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

(承認権者) 殿				所属			
				職務名			
				氏名			
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。							
日 付	休暇の承認を取り消された時間			時 間 数	承認権者	担当者	備 考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
月 間 計				時間 分			

養育状況変更届

年 月 日提出

（承認権者）

殿

所 属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった

☐ 同居しなくなった

☐ 負傷・疾病

☐ その他（

）

☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した

☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された

☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

☐ 条例第18条の3第1項に規定する障害者又は障害児である子育て部分休暇に係る子が当該障害者又は障害児でなくなった

☐ その他（

）

2 届出事由が発生した日

年 月 日

（注） 該当する□にはレ印を記入すること。

別記様式第12号の2様式（第35条の2関係）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(承認権者) 殿		請 求 者	所 属		
			職務名		
			氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。					
1 申請に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生年月日		年 月 日		
2 申請期間及び 時間	期 間			時 間	
	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時	分から
	年 月 日まで				
		☐ その他 ()	午後	時	分から
			時	分まで	
3 備 考	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時	分から
	年 月 日まで				
		☐ その他 ()	午後	時	分から
				時	分まで

注1 申請に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。

2 該当する□にはレ印を記入すること。

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

(承認権者) 殿				所属			
				職務名			
				氏名			
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。							
日 付	休暇の承認を取り消された時間			時 間 数	承認権者	担当者	備考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
月 間 計				時間分			

養育状況変更届

年 月 日提出

（承認権者）

殿

所 属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった

☐ 同居しなくなった

☐ 負傷・疾病

☐ その他（

）

☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した

☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された

☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

☐ 条例第19条の2第1項に規定する障害者又は障害児である子育て部分休暇に係る子が当該障害者又は障害児でなくなった

☐ その他（

）

2 届出事由が発生した日

年

月

日

（注） 該当する□にはレ印を記入すること。

第 1 7 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 2 月 7 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

区議会第 4 回定例会にて議決された「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例の公布に伴い、関連する規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第 17 号

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の 2 第 3 項中「よる部分休業」の次に「又は条例第 18 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第 30 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 30 条の 2 の 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

2 中野区職員の育児休業等に関する条例第 15 条の規定による部分休業、条例第 17 条第 1 項の規定による育児時間又は条例第 18 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1 日につき 2 時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

- 4 子育て部分休暇の申請は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号の3及び別記様式第9号の4様式により行うことができる。
- 5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合（当該子育て部分休暇に係る子のうち条例第18条の3第1項に規定する障害者又は障害児であるものが当該障害者又は障害児でなくなった場合を含む。）には、その効力を失う。
- 7 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- 8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第9号の5により教育委員会に届け出ることができる。

別記様式第 9 号の 2 の次に次の 3 様式を加える。

（中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第2条 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「又は育児休業法」を「、育児休業法」に、「（以下」を「又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下」に改める。

（中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正）

第3条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第11号中「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項に規定する」を削り、「若しくは」を「、勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間若しくは」に改め、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11

号)の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「よる部分休業」の次に「又は条例第19条の2第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第35条の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第35条の2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 中野区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間又は条例第19条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

4 子育て部分休暇の申請は、庶務事務システムにより行うものとする。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第12号の2及び別記様式第12号の3により行うことができる。

5 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第19条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休

職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合（当該子育て部分休暇に係る子のうち条例第19条の2第1項に規定する障害者又は障害児であるものが当該障害者又は障害児でなくなった場合を含む。）には、その効力を失う。

7 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

- (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
- (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式第12号の4により教育委員会に届け出ることができる。

別記様式第12号の次に次の3様式を加える。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第5条 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「又は育児休業法」を「、育児休業法」に、「（以下）」を「又は勤務時間条例第19条の2に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下）」に改める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正）

第6条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「若しくは」を「、勤務時間条例第19条の2に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間若しくは」に改め、同条第5項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴う準備行為）

2 第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第30条の2の2の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴う準備行為）

- 3 第4条の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第35条の2の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式第9号の3様式（第30条の2の2関係）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(承認権者) 殿	請 求 者	所 属		
		職務名		
		氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。				
1 申請に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生年月日		年 月 日	
2 申請期間及び 時間	期 間		時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	
3 備 考				

注1 申請に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
2 該当する□にはレ印を記入すること。

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

(承認権者) 殿				所属			
				職務名			
				氏名			
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。							
日 付	休暇の承認を取り消された時間			時 間 数	承 認 者	担当者	備 考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分			
月 間 計				時間 分			

養育状況変更届

年 月 日提出

（承認権者）

殿

所 属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった

☐ 同居しなくなった

☐ 負傷・疾病

☐ その他（

）

☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した

☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された

☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

☐ 条例第18条の3第1項に規定する障害者又は障害児である子育て部分休暇に係る子が当該障害者又は障害児でなくなった

☐ その他（

）

2 届出事由が発生した日

年

月

日

（注） 該当する□にはレ印を記入すること。

別記様式第 1 2 号の 2 様式（第 3 5 条の 2 関係）

子育て部分休暇承認申請書

年 月 日提出

(承認権者) 殿		請 求 者	所 属		
			職務名		
			氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。					
1 申請に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生年月日		年 月 日		
2 申請期間及び 時間	期 間			時 間	
	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時	分から
	年 月 日まで				
	年 月 日から	☐ 毎日	午前	時	分から
年 月 日まで	☐ その他 ()				
年 月 日から		☐ 毎日	午前	時	分から
年 月 日まで	☐ その他 ()				
3 備 考					

注 1 申請に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。

2 該当する□にはレ印を記入すること。

子育て部分休暇承認取消申請書

年 月分

(承認権者) 殿				所属			
				職務名			
				氏名			
次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。							
日 付	休暇の承認を取り消された時間			時 間 数	承認権者	担当者	備考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間分			
月 間 計				時間分			

養育状況変更届

年 月 日提出

(承認権者)

殿

所属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった
- ☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ その他（ ）
- ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した
- ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- ☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された
- ☐ 条例第19条の2第1項に規定する障害者又は障害児である子育て部分休暇に係る子が当該障害者又は障害児でなくなった
- ☐ その他（ ）

2 届出事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。